

第 6560 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 11日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ ひとり親控除の適用

**Q** : 令和2年の税制改正で、未婚のひとり親控除が創設されたそうですが、いつから適用されるのですか？

**A** : 今年度以後の所得税について適用されます。

### 【解説】

令和2年度の税制改正で、未婚のひとり親に対する税制上の措置が創設されました。

この改正は、今年度の所得税から適用されますが、今年度については、年末調整(令和2年中に支払うべき給与等でその最後に支払いをする日が同年4月1日以後であるものに限る)及び確定申告において適用されます。

そして、源泉徴収においては、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

したがって、令和2年分の源泉徴収事務においては、月々の給与等に対する源泉徴収は改正前の控除を適用し、年末調整において改正後の控除を適用することとなります。

ひとり親控除とは、居住者がひとり親(現に婚姻していない者又は配偶者の生死が明らかでない一定の者のうち次の要件を満たすもの)である場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円が控除される制度です。

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② その者と生計を一にする一定の子を有すること
- ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

